

第 1 1 期

高槻市分別収集計画

令和7年6月

高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課

1 計画策定の意義

今日、地球環境問題や、ごみ問題、天然資源の枯渇といった問題を克服し、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムから脱却し、生産から流通、消費の各段階で廃棄物の発生抑制と資源の循環的利用を図る循環型社会作りの推進が求められています。

循環型社会作りへの取組みは、自らのライフスタイルや、事業活動のあり方を見直していくことから始まり、地域での具体的、実践的取組みが重要であります。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という。)第8条の規定に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

2 基本的方向

本市の「一般廃棄物処理基本計画」では、次のような基本的方向を定めており、本計画の実施にあたってもこれを踏襲することを前提に作成したものです。

- ① 発生抑制行動の浸透とパートナーシップによる取組体制の確立。
- ② 市民との協働によるリサイクルシステムの確立。
- ③ 排出者責任の確立による事業系ごみ減量化の推進。
- ④ 循環型処理システムの計画的な整備。
- ⑤ 美しいまちづくりの推進。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5か年とし、3年ごとに改定するものとします。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

年 度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	14,409t	14,350t	14,291t	14,233t	14,175t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施します。なお、実施にあたっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることを基本とします。

・教育、啓発活動の充実

市民が、自発的に環境に配慮した生活スタイルを選択し、ごみ減量行動を実践するよう、環境やごみに関する啓発活動・情報提供を充実するとともに、環境学習・環境教育の推進を図ります。一人ひとりの環境への配慮を、より大きな行動につなげるために、地域におけるごみ減量化の取り組みを活性化します。

さらに、日常生活の中で、使い捨て容器の見直しや中身を詰め替えることにより容器を繰り返し利用でき、容器包装を減量化できる消費行動や簡易包装した商品の選択などの意識の高揚を図るための啓発活動を継続的に行います。

また、市民との連携を深めるため、市内全域の各自治会から推薦され、市が委嘱したごみ減量等推進員を中心として、地元研修会・施設見学会など地域における啓発活動の充実を図ります。

・事業系ごみの減量対策

スーパーなどの多量排出事業者に対しては、毎年ごみの減量等計画書などの提出を求め、事業所から発生するごみの排出抑制を基本とし、減量・リサイクル推進の指導を図ると共に廃棄物管理責任者との連携を密にし、定期的の実態調査の実施や研修会・講習会などを開催し、意識の高揚を図ります。

・包装の簡素化の推進

「環境月間」や「リサイクル推進月間」などのイベントを通じて、商品の適正包装の推進、マイバック持参運動などの啓発を行います。

・事業者による自主回収の拡充

高槻市エコショップ認定制度による、スーパーや小売店での、量り売り、ばら売りコーナーの拡大など、容器包装ごみの減量化のための事業者の取り組みを支援していくほか、白色の発泡スチロール製食品トレイ、ペットボトルなどの店頭拠点回収方式による減量・再資源化のネットワーク作りに努めます。

・その他

地域で行われているアルミ缶や段ボールなどの自主的な集団回収活動に対して、集団回収奨励金制度等で支援し、活動の活性化と拡充を促進するように努めます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場や廃棄物処理施設などの整備状況及び再資源化による減量効果、経済効果などを総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を表1左欄のように定め、収集に係る分別の区分を表1右欄のように定める。

【表1】分別の区分と実施時期

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
金属	主としてスチール製容器	あき缶類	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	主としてアルミ製容器		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ガラス	無色のガラス製容器	あきビン	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	茶色のガラス製容器		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	その他のガラス製容器		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	牛乳パック	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	主として段ボール製の容器	段ボール	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	牛乳パック、段ボール以外の紙製容器包装	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		ペットボトル(拠点回収)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ(事業者自主回収)					
		その他のプラスチック製容器(トレイを含まない)					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

【表2】分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の量の見込

年 度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
金 属	主としてスチール製容器	372t		371t		369t		368t		366t	
	主としてアルミ製容器	238t		237t		236t		235t		234t	
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	(合計) 511t		(合計) 509t		(合計)507t		(合計)505t		(合計)503t	
		(引渡)量 0t	(独自処理)量 511t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 509t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 507t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 505t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 503t
	茶色のガラス製容器	(合計)510t		(合計)508t		(合計)506t		(合計)504t		(合計)502t	
		(引渡)量 0t	(独自処理)量 510t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 508t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 506t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 504t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 502t
	その他のガラス製容器	(合計)218t		(合計)217t		(合計)217t		(合計)216t		(合計)215t	
		(引渡)量 218t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 217t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 217t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 216t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 215t	(独自処理)量 0t
紙 類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	9t									
	主として段ボール製の容器	1,425t		1,420t		1,415t		1,409t		1,403t	
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)1t									
		(引渡)量 0t	(独自処理)量 1t								
プ ラ ス チ ク	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)567t		(合計)565t		(合計)563t		(合計)560t		(合計)558t	
		(引渡)量 67t	(独自処理)量 500t	(引渡)量 63t	(独自処理)量 502t	(引渡)量 59t	(独自処理)量 504t	(引渡)量 56t	(独自処理)量 504t	(引渡)量 52t	(独自処理)量 506t
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	-		-		-		-		-	
		うち白色トレイ	-		-		-		-		-

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する
主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

① 人口変動率(高槻市総務部総務課「将来人口」より)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
344,349人 (対前年度比)	343,169人 (対前年度比)	341,921人 (対前年度比)	340,599人 (対前年度比)	339,198人 (対前年度比)
99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%

※ 人口変動率は、以上の結果から令和12年度まで一定であるとした。

② 家庭系ごみ排出見込み量及び家庭系ごみ収集見込み量

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
66,944 ^ト (排出見込量)	65,265 ^ト (排出見込量)	63,653 ^ト (排出見込量)	62,101 ^ト (排出見込量)	60,607 ^ト (排出見込量)
61,882 ^ト (収集見込量)	60,645 ^ト (収集見込量)	59,432 ^ト (収集見込量)	58,243 ^ト (収集見込量)	57,078 ^ト (収集見込量)

③その他見込量

容器包装廃棄物の見込量については、以上の要因並びに市町村分別収集計画手引きの参考事例データ
(表2-3-1ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率)を用いて算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、原則として現行の収集体制を活用して行います。なお、こども会等の市民団体が取り組んで
いる集団回収及びスーパーや小売店での店頭回収については、取扱い品目の増加を促すなどその拡充を
図ります。

【表3】分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分		収集・運搬段階	選別保管等段階
金属	主としてスチール製容器	リサイクル ごみ	あき缶類	市が委託した民間業者 が定期回収	市が委託した民間 業者
	主としてアルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器		あきビン		
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		牛乳パック		
	主として段ボール製の容器		段ボール		
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	牛乳パック、段ボール 以外の紙製容器包装			
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	ペットボトル(拠点回収)	市が店頭から定期回収	市が選別保管
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	事業者が自主回収	事業者が保管	
		プラスチック製容器	—	—	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

リサイクルごみ(あき缶・あきビン・紙類)については、全市域を対象に平成8年11月から民間業者に収集・運搬・選別・圧縮など委託しています。

ペットボトルや白色トレイについては、スーパー等の店頭で回収されたものを市または事業者が収集し、一部の事業者が自主回収するものを除いて収集・運搬及び選別・圧縮・保管作業を市が行います。また、ペットボトルについては、上記の店頭での回収に加え、平成28年4月から、リサイクルごみでの収集を開始し、民間業者に収集・運搬・選別・圧縮などを委託しています。

【表4】処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区 分	仕 様
排 出	収集場所	共通集積場所利用
収 集・運 搬	収集車両	共通車両及び専用車両準備
選 別・保 管	ストックヤード	あきビン用17m×16m×3m コンクリート製
	ペットボトル選別・保管	353.75㎡ S造
	あき缶・あきビン選別・保管	

【表5】分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理		
金属	主としてスチール製容器	あき缶類	ポリ袋	2tトラック車 4tトラック車	缶はベルトコンベアで選別した後、圧縮		
	主としてアルミ製容器						
ガラス	無色のガラス製容器	あきビン	ポリ袋	2tトラック車 4tトラック車	回収後、選別		
	茶色のガラス製容器						
	その他のガラス製容器						
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	牛乳パック	紐で縛る	2tトラック車 4tトラック車	手選別		
	主として段ボール製の容器	段ボール					
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	牛乳パック、段ボール以外の紙製容器包装					
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	ポリ袋	平床ホデー車 2tトラック車 4tトラック車	選別し、圧縮		
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ				事業者が自主回収	白色トレイについては、スーパー等の自己処理
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器				—	—

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・集団回収が行われていない地区には、広報誌や地元説明会などの機会に集団回収促進の啓発を行います。
- また、再生資源の価格の低下などにより集団回収実施団体の回収意欲がそがれることの無いよう、平成13年度から回収実績に応じて集団回収奨励金を交付する制度を創設しています。
- ・「たかつきエコオフィスプラン」に基づき、グリーン購入の推進を行います。
- ・廃棄物減量等推進審議会、ごみ減量等推進員等を活用し、分別収集計画の具体策に関する意見等を各機関に求めています。